

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日に當たる)
（当たる翌日が休日には、その日に當たる）

基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園の公園事業の一部を決定したので、同第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。
なお、その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び関係町村役場に備え付けて縦覧に供する。

昭和五十八年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇

示

国定公園の公園事業の一部決定

土地改良法による換地処分

土地改良事業の認可

土地改良事業計画の変更の適否の決定

慣用林野整備計画の認可

都市計画事業の認可

開発行為に関する工事の完了

一 単独施設

施設の種類 位置

スキーコース

八頭郡若桜町（眷米）

駐車場

（眷米）

二 道路（車道）

路線名 区間

佐治恩原線

起点 八頭郡佐治村（尾際・国定公園境界）

終点 "

（中・国定公園境界）

起点 "

（板原・国定公園境界）

終点 "

（辰巳峠・鳥取・岡山両県県境）

鳥取県告示九百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、中山地区第三工区県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項

自然公園法（昭和三十二年法律第二百六十一号）第十二条第三項の規定に

鳥取県告示第九百四十八号

の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十八年十一月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所
中山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百五十号
八東町から申請のあつた町営土地改良（才代二地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十一号

昭和五十八年七月二十九日付で倉吉市から申請のあつた土地改良（勝負谷地区農地造成）事業計画の変更については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十八年十一月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所
倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十二号

智頭町長から申請のあつた野原地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律（昭和四十一年法

律第百二十六号) 第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十一月一日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和五十八年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市公園事業第二・二・五十二号 桜谷公園

三 事業施行期間

昭和五十八年十一月四日から昭和五十九年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 鳥取市桜谷字天神木地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第九百五十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年十二月一日 鳥取県指令受都計第二百九十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡船岡町大字船岡字青木下タ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡船岡町大字船岡四五六一五

組合長理事 沖田満壽雄